

名古屋大学野依記念物質科学研究館講演室等使用者心得

制 定 平成26年10月31日

1. 使用申請について

名古屋大学野依記念物質科学研究館（以下「野依研究館」という。）における、野依記念講演室、ケミストリーギャラリー及びケミストリーラウンジ（以下「講演室等」という。）の使用を希望する者は、野依記念物質科学研究館講演室等使用許可申請書（別紙）を名古屋大学物質科学国際研究センター事務室（以下「事務室」という。）に提出し、その許可を得てください。

2. 使用時間について

講演室等の使用時間は、準備時間等を含め、原則として午前9時から午後5時までとします。ただし、特別の理由がある場合で物質科学国際研究センター長（以下「管理責任者」という。）が許可したときは、時間外の使用を認めます。

3. 講演室等の使用について

- 1) 野依研究館の建物内は、すべて禁煙です。
- 2) 講演室等内での飲食は、原則として禁止します。
- 3) はり紙は、壁、扉、窓等に張らず、所定の掲示板を使用してください。
- 4) 講演室等の使用後は、必ず使用前の状態に回復し、後片付け、戸締まり、鍵の返却等を確実に行ってください。

4. 備付け機器等の使用について

- 1) 講演室等に備付けの機器を使用する場合は、その操作方法を熟知した上で、正確に使用してください。
- 2) 講演室等の備品等（以下「備品等」という。）は、むやみに他へ移動させないでください。やむを得ず移動させた場合は、必ず元の場所に戻してください。
- 3) 講演室等の施設、備品等を滅失し、破損し又は汚損した場合は、直ちに事務室に連絡してください。

5. 使用料について

- 1) 講演室等の使用料（以下「使用料」という。）は、1時間を単位として、固定資産貸付料金表（平成26年8月18日総長決定）に定める短期貸付料に基づき計算します。
- 2) 使用料は、必ず使用日の前日までに名古屋大学事務局発行の納入依頼書により納入してください。
- 3) 名古屋大学野依記念物質科学研究館講演室等使用内規（平成26年10月31日制定。以下「使用内規」という。）第3条第1号又は第2号により使用する場合の使用料は、水道光熱費等の実費相当分とし、使用者が所属する部局の予算振替等により納入するものとします。
- 4) 使用料金徴収区分及び使用料単価は、別表1・2のとおりとします。